

「働く母の会」と丸尾ひさの乳児保育実践研究 ——美濃部都政における無認可保育所助成金をめぐって——

Practical Research on Infant Care by “Working Mother’s Association” and Hisa Maruo: Concerning Subsidies for Unlicensed Nursery Schools in Ryokichi Minobe Metropolitan Government

中塚 良子

Ryoko Nakatsuka

はじめに

第二次世界大戦後、戦時中働きに出ていた女性がそのまま職場に残るなどして、女性労働者は増加傾向にあった。女性の労働運動は、1946年に発足した婦人民主クラブなどを筆頭に、女性も社会を構成する一因であるという自覚をもった団体が生まれていく。これら運動の成果として、生理休暇や産前産後休暇が法律によって整備されていくが、実際に取得するまでにはほど遠かった。1950年代に入っても、女性労働者は、母になることと引き換えに「職場を去っていき、仕事を捨てたくないものは子どもをあきらめる」¹⁾という極端な選択を迫られていた。特に、3歳未満児を預かる保育所はほとんどなかった。このような時代に働く女性の子育てを支える役割を担っていたのが、無認可保育所である。無認可保育所は民家の一室を借り、そこで近所の子どもたちを預かる「間借り保育」から開始された。本稿の軸となる丸尾ひさ（1925-2005）は0歳児からの共同保育の始まりであるゆりかご保育園²⁾で保育に携わっていた。同時期に「働く母の会」は設立され、会員や運動が徐々に拡大し、1960年代には各地に無認可保育所がつくられていったが、経営は不安定なものであった。これらの状況は、1967年に就任した美濃部亮吉東京都知事の都政の元で大きく前進する。

「働く母の会」に関して橋本宏子はその詳細な活動の記録や会員らによる回顧も含めた研究を行っており、戦後の保育所づくり運動を語る上で欠かせない。橋本はいわゆる革新都政と無認可保育所についても触れており、その詳細は『働く婦人と保育所』（1969）、『戦後保育所づくり運動史「ポストの数ほど保育所を」の時代』（2006）等を参照されたい。

宍戸健夫は丸尾と同時期に東京保育問題研究会で活動した一人である。宍戸（1980）は「保育所

づくり運動の展開－働く母の会の活動を中心に－」において、共同保育の始まりと「働く母の会」の関連についても著している。その中で「(丸尾の言った)「ごくあたりまえのこと」の発見が、それまでの乳幼児の発達観を改め、乳幼児期から子どもを預けて働かなければならない母親たちに大きな励ましを与えることになったことを考える時、重要なものであった」と述べており、丸尾の存在が当時の母親たちに影響を与えていたことが読み取れる³⁾。

本稿では、橋本や穴戸の先行研究をふまえ、「働く母の会」と乳児保育の実践研究のつながりについて検討する。これは先に述べた穴戸の位置づけや丸尾自身が「子どもたちが育つうえでどういう良い面があり、マイナスの面もあるのか、とにかく現場からの報告をすることが、父母が働いていく上で、とても支えになったと思うの」⁴⁾と述べていることに関して、より深く追及するものである。無認可保育所がその数を増やしていった背景には、乳児を預けることへの保護者の迷いを越えた信頼関係や預けても大丈夫という後押しがあったと考えられる。そこで、それらをつないだ人物として丸尾ひさを中心に据えることで、保育者・研究者としての立場から、どのように「働く母の会」の運動に影響を与えたのかについて考えたい。また時期の設定について、美濃部都知事による無認可保育所への助成金給付までに焦点を当て、乳児保育が拡大する以前の状況や経緯をより「働く母の会」と関連付けて考える。

働く母の会と戦後乳児保育の始まり

働く母の会の結成 はじめに、で述べたような状況の中設立された「働く母の会」は、女性が出産後も仕事を続けていくために地域の保育所・学童保育づくり等に取り組んだ団体である。会の創設者である小林静江は岩波書店に勤務し、自らの出産・乳児院への全託を機に「良い保育所をさがしているものと、利用者を求めているものがつながる道はないだろうか」と考え、同じ思いを持つ人たちに呼びかけ、10名による話し合いの機会を設けた。これが「働く母の会」の第一回準備会となる⁵⁾。1954年7月31日(土)には第二回準備会がもたれ、1954年12月18日(土)には「働く母の会」発会式をおこなった。設立趣意書には、「婦人は職場で男と同じように働きながらも、結婚したり、妊娠したりすると、たえず気兼ねし、そればかりかテイよくやめさせられ」ることや、「安心して預けられる乳児施設が皆無の状態」であることが記され、また「各国の社会保障、集団保育も共同研究したいと思います」と決意が綴られている⁶⁾。会員は東京に職場を持つ20代の勤労婦人78名。他の女性労働運動の参加者は未婚女性がほとんどであった⁷⁾が、「働く母の会」では、1955年4月当時、191名の会員のうち、子どもをもつ女性は97名ほどいた⁸⁾。丸尾もまた、「働く母の会」の会員であり、『働く母の会ニュース』にゆりかご保育園の状況や母親との連絡帳の内容を掲載するなどして、乳幼児の集団保育や子どもの育ちについて発信していた。小林は「母親側の問題を探って保育の参考にしてくださったり、母親と対等の発言権を持つためのご努力かと頭が下がる。こうした意識の高い保母さんによってはじめて保育内容に要求の高い私たちの保育所をつくることができた」⁹⁾と丸尾に触れていることから、その存在が働く母親に及ぼした影響を感じられる。

ゆりかご保育園に見る無認可保育所の成立 ゆりかご保育園は「働く母の会」の結成に先立ち、東京大学教職員組合婦人部の職場内保育所づくりが頓挫したことにより、憲法学者石田雄の自宅を間借りし、東大職員の子どもの預かり始めた共同保育所である。1953年6月29日に開始、当初の園児は、4か月、9か月、1歳の乳児の3名、保育者は大山のぶえであった。その後、丸尾、金沢嘉子が保母として加わった¹⁰⁾。1953年9月に同園が朝日新聞で紹介され、その記事を見た小林は1月に見学に行き「保母と母親の対等且つ緊密な協力関係、集団保育への熱意を感じ、「保母さん」への認識を新たにさせられた」¹¹⁾、と述べた。そして「みんなが困っている問題を、個人的に解決しないで、自宅を保育所に提供しようと考えようになった」¹²⁾という。間借り保育であるが故、転々と場を移しながらの保育であったが、1954年の10月1日に、坂本操の家に移転し「ゆりかご保育園」と命名された。

丸尾と小林のつながりのように、「働く母の会」はそれまでにあった職場内の労働組合や、居住区内のコミュニティではなく、それらの枠を超えた関係づくりから発展していく。会報である『働く母の会ニュース』には、設立経過や現状、保母の求人情報、モノの譲渡等も掲載された。会員同士助け合い保育所は運営されていたが、「部屋代がかさむ」、「部屋を見つけるのが困難」¹³⁾など問題も多く浮上している。ゆりかご保育園を例に見てみても、間借りの保育は家主にかける負担が大きく、たびたび引っ越しを余儀なくされた。さらに乳児が育つ環境として、十分な広さを確保できないこと、0歳2名を含む、5歳3か月までの9名の子どもを保母2名で保育するなど、国からの補助がなく保育料は個人で負担することになり保母の給与も低かった。このように物的・人的環境に恵まれているとは言えない状況であった。

研究活動と保育所づくり運動

戦後乳児保育の研究と保育問題研究会 丸尾は1955年11月に早川元二（心理学者）らとともに保育問題研究会^{注1)}内に乳児部会を立ち上げた。丸尾は『保育問題研究 No.1』において「こうして必要にせまられて、始められましたが、乳児の、集団生活の成功の面が出ていますので、そういう点からも、乳児保育所こそ必要であると強調したいと思います。」¹⁴⁾と述べ、保育場面での事例をあげながら、その意義を打ち出している。また乳児部会が満一年をむかえた際には、「乳児保育施設が必要だといわれながら、その保育内容についてはあまり検討されていない。まして乳児院では、子どもを病原菌から守るのに終始し、又、小児結核病院でも、“保育”ということは重視されていない。もつと乳児室、乳児院、病院の保育者が、乳児保育について考えてゆきたいということからこの部会がつくられた。」¹⁵⁾と述べ、「保育内容」について検討が不十分であること、乳児を預かる施設における現状をあげ、部会の目的を示している。

同年、「働く母の会」においても「母親が外に出て働くことが子どもにどんな影響を与えるか」というテーマで話し合いがもたれた。早川は、「仿っていることは人間にとって幸せなんだ、まじめに働くことの中でお母さんは人間として高まろうとしているのよ、ということに自信を持つことでよ

いのだと思う」¹⁶⁾と述べて、乳幼児期は感情の出し方や分け方を獲得していく年齢であるという発達課題を踏まえ、母親の世界が家庭・子育てにしか持てないことのデメリットを指摘した。これらの研究は、乳児を集団で保育することに、プラスの意味を徐々に見出していった。研究的に捉えることは、文化や風潮に流されず確信をもって労働することへの後押しになった。これは例えば乾孝が『働く母の会ニュース No.11』(1957)に「乳幼児の発達」を寄稿し、遺伝だけではない、乳児期の「交互作用」等の環境説について述べ、共働きについても「ある意味で非常に恵まれた人間関係にある(略)子供たちが社会的に伸びてゆくパーソナリティを育てる大きい条件が満たされている」¹⁷⁾と表現したことなどからも読み取れる。当時の家父長制の強かった日本文化において、父母が対等に働き、対等な関係であることが、子どもの社会性が育つことに大きな価値を置いたと考えられる。これは1958年7月、「働く母の会」の中に設立された「母と子の心理研究会」で「母親が外で働いていることが子供の精神発達にどんな影響を与えるか」¹⁸⁾についての調査結果からも感じとれる。共稼ぎ家庭の職業は、「公務員・教師・医師」が半数以上を占めており、教職員組合での婦人運動や病院内における共同保育の広まり等との関連が伺える。丸尾は共働き夫婦の印象として「お母さんが働いているから、お父さんが育児に協力するといふのでなしに、子どもを育てるのに責任を持つのは、男女当たり前なのだという自然な態度がとても新しく感じられた」、「夫婦で働いて、(仕事の上からも、生活上からも)育児を続けようとしていたし、本当の意味で、女性の働く地位を守る実践をしていたように思えます」¹⁹⁾と表現している。アンケートに際し寄せられた子育てに関する質問に対しては「母が仕事をやめれば解決するかと考えるのは、間違っている」²⁰⁾と述べられている。

1960年には丸尾・宍戸を含む乳児保育部会から、『母と子どもと保母と』が発刊され「保育所の子どもたち」、「保育者のおしえ方」、「乳児期の教育」などについて、保育事例を含めた詳細が著されている。このパンフレットの「あとがき」には、家庭環境や貧富の差が激しい中で、家庭で子育てをすることが必ずしも良いとは限らないとして、「“子供を家庭に返す”という考えには至りません」と述べられている。

無認可保育所連絡協議会と「保育七原則」 無認可保育所に所属する保母たちは、独自の横のつながりを開拓するため新たな組織の準備を開始した。その第一歩となったのが「東京都無認可保育所連絡協議会」(以下、無保協とする)の発足である。この発足に関連した動きについては橋本(2006)に詳しい。1959年に「第一回職場保育所懇談会」がひらかれ、ここに職場保育所に関係ある父母・保母ら70人余が参加した。懇談会の準備には、丸尾(ゆりかご保育園)、井上孝子(三鷹乳児保育所)、有吉多恵(国鉄大崎被服工場託児所)も参加していた²¹⁾。ここに参加した保母が中心となり、1962年に「東京無認可保育所労働組合」が結成された。組合活動では「無認可保育所にも助成金を」をスローガンにかかげ、署名、カンパが行われた。無認可保育所は各地方で増えていき、1960年代に入るとその存在は地方自治体単位での請願活動により、徐々に無視することができないものになった。松村寛(1962)は「元来、我が国の為政者達は、国民の潜在的ニードにまで目を向けようとはしない」とし、「この潜在的要措置児童を顕在的要措置児童にさせ、設置運動の最大の武器」²²⁾が無認可保育所であるとした。無認可保育所が存在することにより、需要が供給を呼び、供給が需要を

呼ぶという、無認可保育所拡充の連鎖を生んだ。無認可保育所の数は、1963年の厚生省の調査結果では全国に1691か所となっていたが、この調査にも含まれない無認可保育所が多数存在していたと考えられる²³⁾。

しかし1963年7月の中央児童福祉審議会保育制度特別部会中間報告「保育問題をこう考える」（保育七原則）具申²⁴⁾が出され、「母親は家庭に帰れ」という風潮が日本社会において再燃することになる。七原則では、子どもの発達にとって必要なものを「両親の愛情」とし、子育ての責任は「母親により大きい責任」があり、公的機関は「母親が子育てをしやすいように援助すること」と示されている。さらに、国のすべきこととして、「近未来の母親たちや、若い母親たちに、母親の責任を強調すること」や「少なくとも乳幼児期においては、ほかの労働よりも、子どもの保育のほうを選びやすいように、施策の面において配慮すること」があげられている。しかも、母親が出産後も働きつづけるような環境の整備には「明確な職業観をもち、不断の努力をしなければならない」とされた。これを「働く母の会」は「実にショッキングな出来こと」として『働く母の会ニュース No.48』（1963.12）で取り上げた。その理由として「この会議には進歩的な先生方も加わっていただけない、何とも腑に落ちない感じ」²⁵⁾と声をあげた。穴戸を助言者に招き、「この七原則が誤りであることを証明しなければならない」として、例会が開催された。「いつ頃から集団保育に入れたらよいか」という問いに対して、穴戸は「すでに子供は社会的な集団のなかに育っているわけだからそれをどう変えたらよいかという態度に変えてもらいたい」と助言をした。また、幼児教育が「家庭教育を補うものである」と七原則では位置付けられているが、幼児の教育を受ける権利は、社会的な責任であると力強く述べた。「保育七原則」を機に、これまでの保育実践・研究両面での実績を確かめ、「働く母の会」の活動はさらに歩を進める。

美濃部都政と無認可保育所助成金

東京都無認可保育所連絡協議会 1965年3月、東京無認可保育所連絡協議会結成大会がひらかれた。会長は品川区ゆりかごの家・鈴木郁子、副会長は同園・松本澄子、品川ひよこの家・有吉多恵、書記はあゆみ保育園^{注2)}・丸尾ひさであった²⁶⁾。無保協は「私たちはすべての子どもの幸せを保障するのは、国や自治体の責任であると考えています」²⁷⁾と述べ、「無認可の保育所に対し、補助金を支給し長期無利子の資金を貸し付けてほしい」と請願した。これと並行して、東京共同募金会や社会福祉協議会にも援助を請願していく。この活動の中で「昨年来、連絡を取り合って、保母や父母ともども、東京都や、厚生省、共同募金局等へ、その実態の陳情に行った。こういう、日本の保育行政の実体を知っている筈のところでも、必要に迫られて作られた無認可のところを知らないのは、おどろくべきことだった」²⁸⁾と記され、いかに無認可保育所が公的機関から切り離されて考えられていたかが読み取れる。これら無保協の活動は、様々な雑誌に投稿された。鈴木郁子（1967）は「無認可保育所の実情」と銘打ち、外見より保育の内容を知って欲しいと、これまで乳児の保育を一手に引き受けてきた無認可保育所の実践的成果をアピールした。

対話の都知事 戦後の東京において社会福祉制度は一応整っているが、低階層の人たちを救い得ない貧しいものであり、福祉に力をいれる都知事を都民は渴望していた。美濃部亮吉はそのような状況の中1967年4月の都知事選挙で当選した。美濃部が行った様々な福祉対策などを中心にした都政²⁹⁾は、「革新都政」と呼ばれた。都民の声を直接聞くという姿勢を示し、「対話」という言葉が流行語のようにもなった。その重点施策の一つに「主婦と子どもが安心して暮らせる東京にする」ことがあった。1967年度の予算では、無認可保育所が認可基準に達するための施設改修費の補助を組み込んだが、都民生局が反対し予算は執行されなかった。

無保協では1967年6月17日に第三回総会が開かれ、「一、無認可保育所を制度化させましょう 一、無認可保育所の子どもと保母にも公認と差別なく助成を ①子どもに公認なみに保育費の補助を(給食費、牛乳代、健康管理費) …(略)…⑤長期無利子の融資制度を」³⁰⁾等の方針が掲げられた。同年8月21日には、都庁知事室において「都民の要求と民主連合都政の実現を目指す全都連絡会」主催による美濃部との対話が開かれた。ここで無保協のメンバーは初めて美濃部に直訴した。内容は無保協第三回総会の方針に加え、「①美濃部都知事に現場をぜひ視察してほしい②無認可施設関係者との対話との時間を」³¹⁾というものであった。この要求が功を奏し、ついに1967年11月、はじめて無保協と美濃部都知事との対話が可能となった³²⁾。無保協の陳情の後、美濃部は「無認可保育所は今、どうしても必要な存在で、その果たす社会的な役割はひじょうに大きい、無認可保育所の問題は政治の貧困からきているので、これはぜひ改善しなければならない。四三年度予算では、できる限りのことをする考えで、今二つの方法を考えている。一つは法律に違反しない何らかの方法で無認可保育所に助成金を出すこと、もう一つは、無認可保育所に都がおカネを貸し、これで認可保育所の基準に達するよう設備を整え、保母の待遇を改善してもらうことだ。」³³⁾と答えた。

美濃部はさらに11月22日には無認可保育所目黒ゆりかごの家、ニコニコ保育園、品川ゆりかごの家の3園を視察した。8月に行われた対話における要求が叶ったことになる。これら母親たちの陳情がその後の都政に与えた影響は大きく、並行して設置され続ける無認可保育所も、需要を示すという点において説得力になっていた。

無認可保育所への助成をめぐる論争 美濃部は1968年度予算において保育対策費を前年度比63.1%増とした。ここには貸付金によって施設を整備し、無認可保育所を認可保育所に移行させようとするねらいがあった。しかし、1968年2月、都議会自民党は小規模保育所に対する助成に関して「違憲である」と意見を表した。無認可保育所は、「公の支配に属しない慈善、博愛の事業」にあたるとし、憲法第八十九条〔公の財産の用途制限〕(公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。)違反だ、という主張がされたのだ。

これに対し美濃部都知事は2月26日の第一回東京都議会定例会にて、「…この新しい施策については、憲法第八十九条の規定に関連して議論があることを私は知っております。しかしながら、多くの憲法学者の意見を聞き、また関係官庁の判断も確かめ、十分に検討した結果、違法の疑いは全くと確信いたしました。むしろ、私は、憲法第二十五条^{注3)}を中心とするその思想と児童福祉法

の条項は、こうした施策の実施を命じており、そのおくれを非難しているものとさえ考えます。」³⁴⁾と述べた。

内仲英輔・坂東愛彦(1979)はこれら論争の中において、「美濃部が無認可保育所助成を決意するのは、この後、民生局の態度変更を怒った保母・母親の陳情を受けた時である。美濃部の日常は極めてドライで公私を峻別、昼食時の休憩時間を犠牲にすることはめったにないのだが、当時の秘書の記憶によれば、この時の美濃部は、予定外の昼休みにかかる陳情であったにもかかわらず長時間にわたって母親たちからの陳情を聞き、目を赤くはらせて執務室に戻ってきたという」³⁵⁾と記している。

日比野登(2002)によれば、違憲論争は3月12日衆議院予算委員会の第三分科会にて、園田厚生大臣が「…憲法に抵触するおそれがあるからこれを防止するという意味ではなくて、逆に助成をできるという意味で、憲法に抵触しないように指導する」³⁶⁾と発言したこと、渥美厚生省児童家庭局長が、委託費の形をとれば無認可保育所助成が違憲でないという旨の発言をしたことで、国として認める方向へと向かった³⁷⁾。また都議会においては三宅都民政局長が都議会予算委員会で、「委託費の支出として執行ができないか」というはなしをいたしまして了解を取り付けた」³⁸⁾旨を答弁し、無認可保育所への助成が決定されたのであった。

このできごとは無認可保育所や「働く母の会」にとっても、0歳児保育や長時間保育の拡大に向けて大きな前進であったといえる。

考察と今後の課題

「働く母の会」の運動と丸尾の乳児保育実践研究への思い 「働く母の会」の結成から、その発展とともに、保育所づくり、無認可保育所への助成金獲得までを追って見てきた。預けるところがない、仕事を辞めるか、出産をやめるかという危機的な選択を迫られた母親たちが、その需要から、無認可保育所を多く生み出した。その実践を多くの人と共有し横のつながりを広げていくにあたり、「働く母の会」は欠かせない存在であり、働く母が励ましあう居場所でもあった。無認可保育所の広がりとともに、会の中心人物らを軸とした無認可保育所連絡協議会の設立などその活動の幅は徐々に広がりを見せた。こうした活動により、東京都のみならず国の認識も新たに、乳児保育の拡大に向けて前進していった。

しかし運動の中で母親たちはわが子を預けることに不安がなかったわけではない。例えば、1967年12月の『働く母の会ニュース No.63』に掲載された子どもを預けて働く母親へのアンケートでは「あなたが子どもを持ちながら働いていることで社会から非難を受けているように感じますか」という質問項目に対し、「全く感じない」が52.7%、不明を除く44.8%が、少なからず社会からの非難を受けているのではないかと感じているという結果が出ている³⁹⁾。また、子どもが淋しがっている、子どもとかかわる時間が少ないことに不安を感じている父母も多かった。

「働く母の会」の運動を支えた丸尾の乳児集団保育への思い 「働く母の会」の保育所づくり運動

や実践において、乳児を集団で保育することの研究的な後押しがあったことは、ここまで述べてきたとおりである。特に上記で述べたような「働く母の会」の運動や仕事における身体的な不安は子どもを預かることで軽減することはもとより、子育てに関する情緒的な不安を支えることについて大きな役割を果たしたと言えるだろう。この乳児集団保育に関する研究は、本稿で中心として据えた丸尾ひさによる当初からの「乳児保育こそ必要である」という強い思いが欠かせない軸であったといえる。そこに加え、平井・乾・宍戸ら研究者による乳幼児の発達や子育てに関する研究、乳児部会や「働く母の会」を通じてつながった仲間同士の研究が相互に働いたことで、さらにその思いが深まり、厚みを増して乳児集団保育の後押しになったと考えられる。

今後の課題と展望 本稿では「働く母の会」と丸尾ひさを軸とした乳児保育実践研究についてその関係を検討してきた。資料として用いたのは『働く母の会ニュース』や『保育問題研究』など当事者の記録であったため、丸尾や当事者らの主観的な思いから、それらのつながりが浮きあがってきた。その一方で実際の世論や乳児保育研究に関する多角的な見方に欠けている。対象の時期についても、より長期的に捉えなければ、その後の乳児保育拡大にどのような影響を及ぼしたかということまでは言及できず、あくまでも「働く母の会」や丸尾ひさの視点から歴史を述べたに過ぎない。以上から、①より長期的な丸尾らの乳児集団保育に関する研究と、それに対する社会的な評価や実践研究としての社会的価値についての検討、②「働く母の会」における乳児集団保育研究の影響とその到達点や限界の検討、③無認可保育所への助成金給付決定以後の無認可保育所の社会的位置づけの検討、が今後の課題である。今後の展望として、乳児保育のあり方や無認可保育所に対する長期的な世論の変化等を踏まえ、丸尾ひさの乳児保育実践研究が乳児保育の広まりに対してどのように貢献したかを明らかにしていきたい。

注 釈

注1) 第二次世界大戦以前、城戸幡太郎を中心に立ち上げられた実践の保育問題から考えていこうという研究会。戦後は民主保育連盟の解散後、乾孝らを中心に再興した。

注2) ゆりかご保育園は1962年の移転に伴い、「あゆみ保育園」となった。

注3) 憲法第二十五条第二項「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」という内容。

引用文献

- 1) 林小枝子. (1978). 戦後保育所の歴史. 全国社会福祉協議会. p.80.
- 2) 村山祐一. (2010). テキスト 乳児保育: 6章 乳児保育の政策の変遷と課題. フォーラム・A. p.172.
- 3) 宍戸健夫. (1980). 戦後保育史 第一巻: 第2章 保育所とその保育 六 保育所づくり運動の展開－働く母の会の活動を中心に－. フレーベル館. pp.383－391.
- 4) M※「記録M」と記されていた. (1990). 働く母の会 (編). 働きつつ育てつつ－保育所をつくった母たちの軌

- 跡. 保母の座談会「産休明けからの保育所づくり」, ドメス出版, p.192.
- 5) 小林静江. (1990). 働く母の会 (編). 働きつつ育てつつー保育所をつくった母たちの軌跡: 会の発足までのこと, ドメス出版, pp.23-26.
- 6) 小林静江. (1990). 前掲5. 「働く母の会」の誕生, pp.19-21.
- 7) 広田寿子. (1990). 前掲5. 「働く母の会」第一世代の職場・職業, pp.244-262.
- 8) 小林静江. (1990). 前掲5. 会の発足までのこと, p.24.
- 9) 小林静江. (1962). 季刊保育問題研究 No. 1. 「働く母の会」の保育所づくり運動, : 新読書社, p.22.
- 10) 石田玲子. (1998). 働く母の会ニュース No. 176. 働く母の会, p.13.
- 11) 丸尾ひさ. (1991). 働く母の会ニュース No. 150. 働く母の会, p.8.
- 12) 小林静江. (1962). 前掲9. 「働く母の会」の保育所づくり運動, p.21.
- 13) 熊谷みつ子. (1958). 働く母の会ニュース No. 17. 働く母の会, p.2.
- 14) 丸尾ひさ. (1954). 保育問題研究 No. 1. 新しい乳児室の試み, 東京保育問題研究会, p.10.
- 15) 丸尾ひさ. (1956). 保育問題研究 No. 14. 一年間の部会のあゆみ, 東京保育問題研究会, p.15.
- 16) 早川元二. (1956). 働く母の会ニュース No. 8. 働く母の会, p.1.
- 17) 乾 孝. (1957). 働く母の会ニュース No. 11. 働く母の会, pp.2-3.
- 18) 筆者不明. (1958). 働く母の会ニュース No. 19. 働く母の会, 付録.
- 19) 丸尾ひさ. (1977). 季刊保育問題研究 No. 61. たくさんの出会いとともに, 新読書社, p.74.
- 20) 田沼祥子. (1960). 働く母の会ニュース No. 33. 働く母の会, p.1.
- 21) 有吉多恵. (1990). 前掲5. 行政の陽のあたらない保育街道を歩きつづけて, p.181.
- 22) 松村 寛. (1962). 福祉研究 (11). 保育所設置運動と無認可保育所, pp.37-38.
- 23) 岡田正章. (1980). 戦後保育史 第二巻, 第2編 第三章-三 保育所整備計画と保育所の拡大, フレーベル館, p.207.
- 24) 「保育問題をこう考えるー中間報告ー」.
<http://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryuu/no.13/data/shiryuu/syakaifukushi/9.pdf> (2021年8月28日閲覧).
- 25) 筆者不明. (1963). 働く母の会ニュース No. 48. 働く母の会, pp.1-2.
- 26) ひよこの家保育園. (1979). 路地うらの保育園 無認可共同保育園「ひよこの家」15年のあゆみ, 「ひよこの家」15年史編集委員会, p.11.
- 27) 有吉多恵. (1969). 働く婦人と保育所. 保育行政と無認可保育所運動, 労働旬報社, p.324.
- 28) 筆者不明. (1965). 保育問題研究 No. 117. 保育問題研究会, p.3.
- 29) 日比野 登. (2002). 美濃郡都政の福祉政策, 日本経済評論社, p.69.
- 30) 筆者不明. (1967). 月刊福祉 (50) (8). 無認可保育所の制度化をー東京無認可保育所連絡協議会第三回総会からー, 全国社会福祉協議会, p.8.
- 31) ひよこの家保育園. (1979). 前掲26, p.20.
- 32) 有吉多恵. (1969). 前掲27, p.327.
- 33) 有吉多恵. (1969). 前掲27, p.328.
- 34) 東京都議会 会議録 昭和43年第1回定例会 (第1号) <https://www.metro.tokyo.dbsr.jp/index.php/2247950?Template=doc-one-frame&VoiceType=onehit&VoiceID=17364> (2021年8月28日閲覧).

- 35) 内仲英輔, 坂東愛彦 (1979) 美濃部都政－その到達点と限界－. 朝日新聞社調査研究室 (社内報告179). p.142.
- 36) 国会会議録第58回国会衆議院予算委員会第三分科会第1号 昭和43年3月12日.
<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=105805268X00119680312¤t=9> (2021年8月28日閲覧).
- 37) 日比野 登. (2002). 前掲29. p.82.
- 38) 東京都議会 会議録 昭和43年第1回定例会 (第3号) 本文 1968-03-02.
<https://www.metro.tokyo.dbsr.jp/index.php/6449934?Template=doc-one-frame&VoiceType=onehit&VoiceID=17426> (8月28日閲覧).
- 39) 働く母の会 (編). (1967). 資料. 働く母の会ニュース No.63. p.14.